（高屋中央保育所）重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者の運営主体

事業者の名称	東広島市（こども未来部保育課）
事業者の所在地	〒739-8601　広島県東広島市西条栄町８番２９号
事業者の連絡先	（082）420-0934
代表者氏名	髙垣　廣徳

２．施設の概要

種別		保育所						
名称		東広島市立高屋中央保育所						
所在地		東広島市高屋町中島 407						
連絡先		082-434-4032						
施設長氏名		山本　有紀						
開設年月日		昭和 51 年 4 月 1 日						
利用定員	クラス年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
	（２号） （３号）	６人	１２人	１２人	２０人	３５人	３５人	120 人
実施事業		◆児童福祉法第 24 条第１項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ☑一時保育事業　☑延長保育事業　□地域支援事業						
当園の基本理念・方針		～楽しい保育所～ ・いきいき遊べる環境づくり ・子どもの自発的・主体的な活動の援助 ・子どもの立場に立って気持ちを尊重 ・明るい笑顔とあいさつ ・家庭・地域との連携 ～めざす子ども象～ 〈心も体もたくましい子ども〉 ・健康で明るい子ども ・自分のことは自分でする子ども ・仲良くする子ども ・よく見、よく聞き、よく考えて行動する子ども ・地域と触れ合う子ども						

３．建物・設備の概要

（１）建物

敷地	敷地全体	2,065,00 ㎡
	屋外遊戯場	555,00 ㎡
園舎	構造	鉄筋造　平屋建て
	建築年月日	昭和 51 年 4 月 1 日

（２）設備

室名	面積
乳児室	35,30 ㎡
ほふく室	27,00 ㎡
保育室	210,00 ㎡
遊戯室	144,00 ㎡
医務室	5,25 ㎡
調理室	40,90 ㎡
その他	325,44 ㎡
合計	787,89 ㎡

４．職員の体制（令和６年４月１日現在）

職　種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1	－	
保育士	３１	１４	１７	
看護師	0	0	0	
給食調理員	9	4	5	
内科嘱託医				まきだクリニック
歯科嘱託医				藤田歯科医院
その他（　　）				

５．保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	７時００分～１８時００分（１１時間）
	保育短時間	８時３０分～１６時３０分（８時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 夕：６時００分～７時００分
	保育短時間	朝：７時００分～８時３０分 夕：４時３０分～７時００分

開所時間	月～金曜日	午前７時００分～午後７時００分
	土曜日	午前７時００分～午後５時００分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（１２月２９日～１月３日）	

※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に休園することがあります。

６．利用料金および支払い方法

項目	金額	支払い方法
利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） ※幼児教育・保育の無償化に伴い、３歳児クラス（年少）以上は利用者負担なし。	市内に本店・支店のある銀行での口座振替 ※「保育所（園）保育料口座振替依頼書」を記入いただき、金融機関の窓口に提出頂きます。
給食副食費 ※３歳児クラス（年少）以上のみ。	月額 4,500 円	
日本スポーツ振興保険	年額 240 円	保育所の職員に直接お渡しください。
延長保育料	【保育標準時間で利用の場合】 ・1 月につき 3,000 円(1 日の延長保育の利用時間が 30 分以内の場合にあっては、2,000 円) ・、一時的に日単位で延長保育を利用する場合　1 日につき 250 円 【保育短時間で利用の場合】 ・３歳児（年少）未満の児童の場合は、1 日に利用した延長保育の数 1 回につき、150 円。 ・３歳児（年少）以上の児童の場合は、1 日に利用した延長保育の数 1 回につき、100 円。	
保護者会費	・月額２５０円 年３回徴収（250 円×４か月分）	
その他（ルクミーフォトによる写真販売）	保護者の希望で購入	保護者が直接ルクミーに注文、支払いをします。

７．提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

（あれば特色を記入）

（１）一日の流れ

０歳児から２歳児（乳児クラス）	３歳児から５歳児（幼児クラス）
7：00～　開所 順次登所　健康観察 混合保育 8：00～　年齢別保育（0,1 歳児、2 歳児） 9：00　おやつ 9：30～　ねらいを持った遊び・活動 11：00～　昼食 12：40～　午睡（年間） 15：00～　おやつ 16：00～　自由遊び 17：00～　混合保育（0,1,2 歳児） 18：00～　延長　混合保育 19：00　閉所	7：00～　開所 順次登所　健康観察 混合保育 8：30～　年齢別保育 9：00～　ねらいを持った遊び・活動 11：30～　昼食 13：00～　午睡　３歳児　年間 ４歳児　4 月～9 月初めまで ５歳児　6 月～8 月末まで ＊午睡の無い時期　自由あそび・活動 15：00～　おやつ 16：00～　帰りの支度 自由遊び 17：00～　混合保育（3,4,5 歳児） 18：00～　延長　混合保育 19：00　閉所

（2）年間行事計画　※誕生会、交通安全・不審者対応・避難訓練は毎月実施します。

月	行事内容
（4月）	お迎えの会、保育参観、遠足
（5月）	運動ウィーク、内科検診、歯科検診
（6月）	虫歯予防デー
（7月）	保育参加ウィーク、七夕会
（8月）	夏まつり
（9月）	お月見会
（10月）	生活発表会、遠足、祖父母交流会、人形劇鑑賞、内科検診、歯科検診
（11月）	防火パレード、保育所へ行こうウィーク
（12月）	お楽しみ会、大掃除
（1月）	なわとび大会、保育参観
（2月）	節分会、なわとび大会
（3月）	ひな祭り会、お別れ会、卒園式

8．給食について

	提供内容				備考
	午前おやつ	昼食		午後おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	食事用エプロンを1日3枚ご用意ください。
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	－	－	○	○	白ご飯をご持参ください。
4歳児	－	－	○	○	
5歳児	－	－	○	○	

【アレルギーおよび宗教等の対応について】

・アレルギーの原因食品を除去する必要がある場合は、医師の診断・指示に基づいて対応します。

・宗教等により除去が必要な場合は、ご相談ください。

９．利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	（１）児童が小学校入学の始期に達したとき （２）教育・保育給付認定保護者が法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる要件に該当しなくなったとき。 （３）保護者から退所の申出があったとき （４）（３）に掲げるもののほか保育所の利用の継続に当たり重大な支障又は困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	（１）登園は９時３０分までにお願いします。 （２）当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は９時３０分までにルクミー又は電話でご連絡ください。 （３）保育時間は１９時００分までです。保育時間内でのお迎えをお願いします。事故等やむをえない場合で、お迎えが遅れる場合には１８時３０分までに電話でご連絡ください。 （４）保育所（園）等は、就労等によりご家庭で子どもを保育できないときに、子どもをお預かりする施設です。認定された保育必要量に応じた利用時間であっても、家庭で一緒に過ごせる時は、早めのお迎え等にご協力ください。 特に土曜日は職員体制が平日と異なります。お仕事がお休みの時などは、なるべく保育所（園）の利用を控えていただくようお願いします。 （５）熱が３８℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に３８℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 （６）感染症にかかった場合は、必ず病院を受診し、医師の診断により登所してください。登所する際は、治癒を証明する書類が必要な場合があります。 （７）医師の指示で処方されている薬で、保育時間中に必要なものに対応します。「薬の依頼書」に必要事項を記載して、薬とともに保育士に手渡ししてください。また、「薬の依頼書」は同じ薬であっても、１週間ごとにご提出いただきます。

１０．緊急時における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、医療機関の受診等しかるべき対処を行いますのでご了承ください。	
	管轄	所在地及び連絡先
救急・消防	東広島消防署 高屋分署	東広島市高屋うめの辺 3-19　　082-491-0119
警察	東広島警察署	東広島市西条昭和町 4-11　　082-422-0110
嘱託医	まきだクリニック （医師：槇田旬子）	東広島市高屋町中島 31-17　　082-491-1751

嘱託歯科医	藤田歯科医院 （歯科医師：藤田光訓）	東広島市高屋町中島 429-1　　082-426-5514

１１．非常災害対策

消防計画届出年月日	東広島消防署高屋分署　令和６年４月４日　届出済
防火管理者	所長補佐　栗栖　香織
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月１回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年１回実施
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
避難場所	スマートタウン公園
水害時緊急避難場所	高屋中央保育所

１２．虐待防止等の措置について

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。（児童虐待の防止等に関する法律第６条）

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

１３．相談・要望・苦情窓口

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者　所長　山本 有紀 苦情受付担当者　所長補佐　栗栖 香織
第三者委員	細川 由美子　　岡田 千賀子 東広島市高屋町中島 407　高屋中央保育所 電　話　082-434-4032